

次期「北海道医療計画」に掲載する医療機関名等の公表基準（新旧対照表）

「北海道医療計画」(R6～R11)			現行計画(H30～R5)		
区分	医療機関等	公表基準	区分	医療機関等	公表基準
1 がん	①がん診療連携拠点病院等	○ 「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」(令和4年8月1日付健発第0801第16号厚生労働省健康局長通知)により厚生労働大臣が指定したがん診療連携拠点病院及び地域がん診療病院	1 がん	①がん診療連携拠点病院等	○ 「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」(平成26年1月10日付健発第0110第7号厚生労働省健康局長通知)により厚生労働大臣が指定したがん診療連携拠点病院及び地域がん診療病院
	②北海道がん診療連携指定病院	○ 「北海道がん診療連携指定病院整備要綱」(平成29年3月31日付地保第5293号北海道保健福祉部長通知)により北海道知事が指定した病院		②北海道がん診療連携指定病院	○ 「北海道がん診療連携指定病院整備要綱」(平成29年3月31日付地保第5293号北海道保健福祉部長通知)により北海道知事が指定した病院
	③小児がん拠点病院	○ 「小児がん拠点病院等の整備に関する指針」(令和4年8月1日付健発0801第17号厚生労働省健康局長通知)により厚生労働大臣が指定した小児がん拠点病院及び小児がん拠点病院が指定した小児がん連携病院		③小児がん拠点病院等	○ 「小児がん拠点病院等の整備に関する指針」(平成30年7月31日付健発0731第2号厚生労働省健康局長通知)により厚生労働大臣が指定した小児がん拠点病院及び小児がん拠点病院が指定した小児がん連携病院
	④がんゲノム医療中核拠点病院等	○ 「がんゲノム医療中核拠点病院等の整備に関する指針」(令和5年8月1日付健発0801第18号厚生労働省健康局長通知)により厚生労働大臣が指定したがんゲノム医療中核拠点病院及びがんゲノム医療拠点病院並びにがんゲノム医療連携病院		④がんゲノム医療中核拠点病院等	○ 「がんゲノム医療中核拠点病院等の整備に関する指針」(平成29年12月25日付健発1225第3号厚生労働省健康局長通知)により厚生労働大臣が指定したがんゲノム医療中核拠点病院及びがんゲノム医療拠点病院並びにがんゲノム医療連携病院
2～7 (略)			2～7 (略)		
8 新興感染症発生・まん延時における医療	①第一種感染症指定医療機関	○ <u>感染症法に基づき、北海道知事が一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当する医療機関として指定した医療機関</u>	(新規)	(新規)	(新規)
	②第二種感染症指定医療機関	○ <u>感染症法に基づき、北海道知事が二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当する医療機関として指定した医療機関</u>		(新規)	(新規)
	③医療措置協定締結医療機関等	○ <u>新興感染症の発生・まん延時に感染症医療等の提供を行うことについて、北海道知事と医療措置協定を締結した医療機関等</u>		(新規)	(新規)

「北海道医療計画」(R6～R11)			現行計画(H30～R5)		
区分	医療機関等	公表基準	区分	医療機関等	公表基準
9 へき地医療	①、② (略)		8 へき地医療	①、② (略)	(略)
	③へき地診療所	○ へき地診療所を設置しようとする場所を中心として、概ね半径4kmの区域内に他の医療機関がなく、その区域内の人口が原則として人口1,000人以上であり、かつ、診療所の設置予定地から最寄りの医療機関まで通常の交通機関を利用して30分以上要する診療所、又は、医療機関のない離島のうち、人口が原則として300人以上1,000人未満の離島に設置する診療所 ○ 上記のほか、 <u>無医地区等においてへき地診療所の設置が必要と北海道知事が判断する地区に設置した診療所</u>		③へき地診療所	○ へき地診療所を設置しようとする場所を中心として、概ね半径4kmの区域内に他の医療機関がなく、その区域内の人口が原則として人口1,000人以上であり、かつ、診療所の設置予定地から最寄りの医療機関まで通常の交通機関を利用して30分以上要する診療所、又は、医療機関のない離島のうち、人口が原則として300人以上1,000人未満の離島に設置する診療所 ○ 上記のほか、これらに準じてへき地診療所の設置が必要と判断し、厚生労働大臣に協議し適当と認められた診療所
	④ (略)			④ (略)	(略)
10 周産期医療	①～③ (略)		9 周産期医療	①～③ (略)	(略)
11 小児医療 (小児救急)	① (略)		10 小児医療 (小児救急)	① (略)	(略)
12 小児医療 (小児救急)を除く	①、② (略)		11 小児医療 (小児救急)を除く	①、② (略)	(略)
13 在宅医療	①～④ (略)		12 在宅医療	①～④ (略)	(略)
	⑤訪問看護事業所	○ 指定居宅サービス事業所(訪問看護) <u>及び</u> みなし指定事業所。		⑤訪問看護ステーション	○ 指定居宅サービス事業所(訪問看護) <u>※保険医療機関の「みなし指定事業所」を除く。</u>
	⑥在宅医療において積極的役割を担う医療機関	○ 「北海道在宅医療推進支援整備要綱」(令和5年12月7日付地医第1471号北海道保健福祉部長通知)により北海道知事が指定した医療機関		(新規)	(新規)

「北海道医療計画」(R6~R11)			現行計画(H30~R5)		
区分	医療機関等	公表基準	区分	医療機関等	公表基準
	⑦在宅医療に必要な連携を担う拠点	(要綱作成後、公表)		(新規)	(新規)
14 アレルギー疾患	①北海道アレルギー疾患医療拠点病院	<p>○ 「都道府県におけるアレルギー疾患の医療提供体制の整備について」(平成29年7月28日付け健発0728第1号厚生労働省健康局長通知)を基本とするほか、次の各号に定める要件全てを満たす医療機関の中から、北海道知事が選定した医療機関。</p> <p>1 アレルギー疾患の診療経験が豊富な内科、小児科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科、全ての標榜科において、アレルギー疾患対応を行う医師が常勤していること。</p> <p>2 アレルギー疾患の診療経験が豊富な内科、小児科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科のうち1つ以上の標榜科において、一般社団法人日本アレルギー学会が認定するアレルギー専門医資格を有する医師が常勤しており、専門医の育成に関するノウハウが蓄積されているものと見込まれること。</p> <p>3 アレルギー疾患対応に関する道内の医療機関との連携を相当数行っており、今後の更なる医療機関同士の連携の強化、検査・治療等に関する情報の共有を図るための基盤が構築されているものと見込まれること。</p>	(新規)	(新規)	(新規)
	②北海道アレルギー疾患地域協力病院	<p>○ 北海道アレルギー疾患医療拠点病院に準じて、一般社団法人日本アレルギー学会が認定するアレルギー専門医育成のノウハウの蓄積や医療機関同士の連携基盤の構築が相応に見込まれる道内の大学病院及び次の各号に定める要件を1つ以上満たす主要な総合病院の中から、北海道知事が選定した医療機関。</p> <p>1 医療法(昭和23年7月30日法律第205号)第4条に基づく地域医療支援病院のうち、アレルギー疾患対応について相当数の医療機関と連携を行っている病院。</p>		(新規)	(新規)

「北海道医療計画」(R6～R11)			現行計画(H30～R5)		
区分	医療機関等	公表基準	区分	医療機関等	公表基準
		<u>2 標榜科を問わず、専門医資格を有する医師が1名以上常勤している医療機関</u>			
<u>15 外来医療</u>	<u>①紹介受診重点医療機関</u>	<u>○ 外来機能報告等の結果を踏まえ、地域医療構想調整会議において紹介受診重点医療機関に係る協議を行い、協議が整った医療機関</u>	(新規)	(新規)	(新規)